

サブスクリプション契約約款

サブスクリプション契約約款（以下「本約款」という。）は、お客様（以下「甲」という。）とコネクシオ株式会社（以下「乙」という。）の間における、乙がサブスクリプションにより提供する各種サービス（以下「本サービス」という。）を甲が利用する際の契約条項を定めたものである。

第1条（総則）

1. 甲は、本サービスの申し込みを行ったときは、本約款の内容に同意したものとし、当該申込みに乙が承諾したときは、甲及び乙は、互いに本約款の定めに従う。
2. 甲は、本サービスが、乙が株式会社シーティーエス（以下「原提供者」という。）から提供を受け、これを甲に再販・転貸するものであることをあらかじめ承諾する。

第2条（個別契約）

1. 甲は、本サービスの利用に際し、乙の定める申込書又は発注書による方法をもって申し込み（以下「個別契約」という。）、乙は、本サービスの利用に必要なアプリケーション及びライセンスの提供、又はアプリケーションがプリインストールされたハードウェア及び所定の物品を発送し、当該提供並びに物品等の引渡しが完了したことをもって個別契約は成立する。
2. 前項の完了日は、乙が納品書を発行することにより確認する。
3. 甲は、本サービス利用期間中にオプションの追加を行うことができる。オプション追加は、かかる本サービスの残存期間に応じて金額が決定され、かかる本サービスの終了時に失効する。

第3条（料金及び支払方法）

1. 本サービスにかかる利用料金は、個別契約（見積書等）に記載の金額に従う。
2. 乙は、甲の要望に応じて、「初期設定」「データ移行」「運用管理代行」等、本サービスにおいて通常提供される内容ではないサービス等に対しての料金を請求することがある。
3. 前二項に対する消費税については、当該料金の対象となる本サービスが提供された月における消費税率を基準とする。
4. 乙は、甲に対する本サービスの提供を開始したときは、速やかに支払期限に相当な期間を付して請求書を送付する。
5. 甲は、請求書を受領後、請求書記載の支払期日までに乙の指定する振込先口座に振込む方法により支払う。

第4条（契約期間）

1. 本サービスの契約期間は、個別契約に定めるものとする。
2. 本サービスの提供開始日は、第2条第2項の完了日とする。

第5条（契約期間の更新）

1. 甲及び乙は、契約満了日の2ヶ月前までに契約終了の書面又は電子メールにより申入れをしなかったときは、個別契約の定めと同一の条件、期間で自動更新するものとし、以降も同様とする。
2. 前項の期間内に甲から解約の申入れがない限り、契約は自動的に更新されるものとする。

第6条（サービス提供元の規約遵守）

1. 本サービスは、原提供者の基盤や規約を利用して提供される。甲は、本約款のほか、原提供者が定める利用規約（クラウドサービス利用規約、ソフトウェア使用許諾条件等）が存在する場合、これらを遵守するものとする。
2. 乙は、必要に応じて、本約款とは別に利用規約を定めることができる。

第7条（債務不履行など）

甲が次の各号の一つに該当する事由が生じたときは、乙からの通知催告等を要せず乙は、本約款に基づく本サービスの利用を解除することができる。この場合、甲は未払いの利用料金、及びその他の金銭債務がある場合はその全額を直ちに乙に支払うとともに、乙になお損害があるときにはこれを賠償する。

- (1) 利用料金の支払を一回でも遅延したとき
- (2) 手形又は小切手の不渡を一回でも発生させたとき、その他支払を停止したとき
- (3) 差押、仮差押、仮処分、競売の申立又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類する手続開始の申立があったとき
- (4) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、又は保全差押を受けたとき
- (5) 営業譲渡、若しくは会社を解散したとき、又は官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき
- (6) 経営が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- (7) 第11条（機密保持）、第13条（反社会的勢力の排除）に違反する事実が明らかになったとき
- (8) 甲が前号のほか、本約款又は甲乙間のその他の契約に違反し、乙が是正を求めてもそれに応じないとき

第8条（中途解約の取扱い）

1. 甲は、第4条第1項に定める契約期間中、本サービスの利用を中途解約することができない。
2. 甲は、前項に反し中途解約するときは、個別契約に定める1年間の利用料金相当額を支払わなければならない。ただし、甲がすでに個別契約に定める利用料金の全てを支払っていたときは、この限りでない。
3. 前項ただし書きにおいて、甲は、乙に対し、支払った利用料金について、その返金を求めることはできない。
4. 甲は、第5条第1項に基づく自動更新後で、更新前の契約期間満了前に中途解約の申入れをした場合には、違約金として更新後の個別契約に定める利用料金相当額を支払う。

第9条（契約終了後の措置）

契約期間の満了、解除、解約その他の理由により個別契約が終了した場合、乙は、直ちに本サービスの利用を停止することができる。甲は、サービス終了に伴いデータへのアクセスができなくなることを了承し、必要なデータは自己の責任において契約終了前にバックアップを行うものとする。

第10条（原契約との関係）

原提供者と乙との間の契約が、期間満了、解除、その他の事由により終了した場合、乙は甲に対する本サービスの提供を終了することができる。この場合、甲に損害が生じたとしても、乙はその責任を負わない。

第11条（機密保持）

1. 甲及び乙は、個別契約の期間中はもとよりその期間終了後においても、個別契約に関連して知りえた相手方の営業上の秘密を、相手方の書面による承諾を得ないで第三者に開示、漏洩してはならない。
2. 甲又は乙が前項の定めに違反したときは、これによって相手方に生じた損害を賠償しなければならない。

第12条（支払遅延損害金）

甲が個別契約に基づく金銭債務の履行を遅延した場合、支払期日の翌日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払う。

第13条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）及び従業員が反社会的勢力ではないこと
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
2. 甲は、自ら又は第三者を通して、本サービスを反社会的勢力に提供しないことを確約する。
3. 甲又は乙が、前項に違反した場合、相手方は催告なくして個別契約を解除することができる。さらに相手方は損害賠償を請求できるものとする。
4. 前項により個別契約が解除された場合、契約を解除された甲又は乙は、相手方に対して、解除によって生じた損害について一切の請求ができないものとする。

第14条（通知義務）

1. 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を乙に直ちに連絡すると同時に書面又は電子メールでも通知しなければならない。
 - (1) 住所変更、社名変更、連絡先の変更、その他本サービスの申込みをした際の記載事項に変更があったとき

- (2) ID・パスワードの盗用、第三者による不正利用等が判明したとき
 - (3) 本サービス利用に関して第三者からクレームを受け、又は紛争が生じたとき
2. 乙は、甲が前項の通知を怠ったときは、乙が本約款に基づき本サービスを甲に提供する義務を免れる。前段の事由が発生したとしても、乙は、甲が通知を怠ったことによって甲に生じた一切の結果について、その責任を免れる。

第15条（損害賠償の制限）

乙が、本サービスの利用に関連して甲に対して損害賠償責任を負う場合（債務不履行、瑕疵担保責任、不法行為その他理由の如何を問わない。）、乙の賠償責任は、直接かつ通常の損害に限り、逸失利益、事業機会の喪失等の間接的な損害は含まないものとし、損害の事由が生じた時点から遡って過去3ヶ月間の期間に甲から現実を受領した本サービスの利用料金の総額を上限とする。

第16条（個人情報の利用目的）

乙は、本サービスの提供にあたり取得した個人情報について、乙の定めるプライバシーポリシーに従い適切に取り扱うものとする。

第17条（譲渡制限）

甲及び乙は、一方当事者による書面での許諾がない限り、個別契約に基づく地位を第三者に譲渡、引受及び担保に供することはできない。

第18条（合意管轄等）

1. 甲及び乙は、本約款に関する疑義又は紛争が生じたときは、個別契約及び利用規約が優先される。本約款に定めのない事項については、民法、商法、日本国内の関連法令の定めに従う。
2. 前項にかかわらず、甲及び乙は、本約款に関する疑義、紛争が生じたときは、甲乙協議の上、お互いに誠意をもって解決する。
3. 甲及び乙は、本約款に関する訴訟について、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第19条（契約条項の変更）

本約款の内容は、変更が一般の利益に適合する場合、又は変更が契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容が相当であるなど、その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合には予告なく変更することができる。

以上

制定・施行日：2025年12月1日